

# 宝塚市公共施設保有量最適化方針策定検討懇話会設置要綱

## (設 置)

第1条 宝塚市公共施設(建物施設)保有量の最適化に向けた方針(以下「最適化方針」という。)の策定に関して意見を求めるため、宝塚市公共施設保有量最適化方針策定検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 最適化方針策定に関する意見・助言
- (2) その他最適化に関する意見・助言

## (組 織)

第3条 懇話会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、知識経験者をもって充てる。

## (座 長)

第4条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。

3 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会 議)

第5条 懇話会は、市長が必要に応じ召集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇話会に出席させ、その意見を聞くことができる。

## (会議の公開)

第6条 懇話会は、非公開とする。

## (庶 務)

第7条 懇話会の庶務は、企画経営部政策室施設マネジメント課が行う。

## (補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年1月11日から施行する。